

新潟地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求事件

国側当事者・国(新潟税務署長)

令和4年12月14日棄却・控訴

判 決

原告 甲
被告 国
同代表者法務大臣 齋藤 健
処分行政庁 新潟税務署長
安藤 和之
指定代理人 別紙1指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が令和2年6月12日付でした原告の平成26年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、投資信託に係る配当所得及び源泉徴収選択口座(租税特別措置法(平成25年法律第5号による改正前のもの。以下「措置法」という。)37条の11の4第1項)において生じた譲渡所得等の金額を除いて平成26年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告を行った後、還付金の額に相当する税額が過少になっているとして更正の請求をしたところ、処分行政庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)をしたことから、本件通知処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に関する国税通則法(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下「通則法」という。)及び措置法の定めは、それぞれ別紙2-1及び別紙2-2に記載のとおりであり、配当等及び源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の申告不要制度の概要についての法令の定めは、以下のとおりである。

(1) 配当所得の申告不要制度

ア 上場株式等に係る配当所得の課税の特例

措置法8条の4第1項柱書及び同項2号によれば、居住者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)

24条1項に規定する配当等で、公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受

益権の募集が公募により行われたものの収益の分配に係る配当等（以下「上場株式等の配当等」という。）を有する場合で、申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等に係る配当所得については、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の15に相当する所得税を課する旨定められている。

イ 上場株式等に係る配当所得の申告不要制度

措置法8条の5第1項柱書及び同項3号によれば、上場株式等の配当等を有する居住者は、平成21年以後の各年分の所得税については、総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は措置法8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、所得税法120条から127条までの規定（確定申告に係る規定）を適用することができる旨定められている（以下「配当等に係る申告不要制度」という。）。

(2) 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の申告不要制度等

ア 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

措置法37の10第1項によれば、居住者が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して所得税を課税し、この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす旨定められている。

イ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

措置法37条の11の3第1項によれば、居住者が、同条3項1号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする旨定められている。

ウ 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の申告不要制度

特定口座内保管上場株式等の譲渡所得は、源泉徴収するか否かを居住者が選択することができる（措置法37条の11の4第1項参照。以下、源泉徴収することを選択した特定口座を「源泉徴収選択口座」という。）、同法37条の11の5第1項柱書及び同項1号によれば、その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者は、当該源泉徴収選択口座に係る上場株式等の譲渡所得等については、これをその年分の株式等に係る譲渡所得等の金額等の計算から除外したところにより、所得税法120条から127条までの規定（確定申告に係る規定）を適用することができる旨定められている（以下、「譲渡所得等の申告不要制度」といい、配当等に係る申告不要制度と併せて「本件申告不要制度」という。）。

2 前提事実（当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 原告の投資信託の取引等に係る口座

原告は、平成26年当時、A証券株式会社新潟支店に開設された措置法37条の11の3第3項1号に規定する特定口座（以下「本件A特定口座」という。）並びにB証券株式会社新潟支店に開設された同号に規定する特定口座（以下「本件B特定口座」という。）及び同特定口座以外の一般口座（以下「本件B一般口座」という。）を保有していた（以下、これら3つ口座を併せて「本件特定口座等」という。）。

(2) 平成26年中の本件特定口座等における所得（乙1）

ア 本件B特定口座

原告は、平成26年中に、本件B特定口座において、措置法37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額33万7324円（以下「本件源泉徴収選択口座内譲渡所得等」という。）及び同法37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額34万8272円を有していた。

本件B特定口座は、措置法37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座であり、上記各所得に対する所得税5万1659円及び5万3334円がそれぞれ源泉徴収されている。

イ 本件B一般口座

原告は、平成26年中に本件B一般口座における投資信託の譲渡により、株式等の譲渡所得等の計算上生じた損失の金額79万7071円を有していた（以下「本件譲渡損失」という。）。

また、原告は、平成26年中に、本件B一般口座において、措置法8条の5第1項3号に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等による配当所得の金額29万7280円を有していた。

なお、当該配当所得に対する所得税4万5526円が源泉徴収されている。

ウ 本件A特定口座

原告は、平成26年中に、本件A特定口座において、措置法37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額20万6566円を有していた（以下、前記イの本件B特定口座及び本件B一般口座の各配当所得の金額と併せて「本件配当所得」という。）。

本件A特定口座は、措置法37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座であり、上記所得に対する所得税3万1629円が源泉徴収されている。

(3) 平成26年度分の所得税の確定申告及び更正の請求

ア 原告は、平成27年6月2日、別表「課税の経緯」の「確定申告」欄記載のとおり、平成26年度分の所得税等の確定申告（以下「本件確定申告」という。）をした。

原告は、本件確定申告に係る確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）に、本件配当所得、本件源泉徴収選択口座内譲渡所得等及び本件譲渡損失の各金額を記載しなかった（甲5、乙2）。

イ 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、本件確定申告において、本件配当所得、本件源泉徴収選択口座内譲渡所得等及び本件譲渡損失の各金額を申告しなかったこと

により、平成26年度分の所得税等に係る還付金の額に相当する税額を過少に申告したとして、別表「課税の経緯」の「更正の請求」欄記載のとおり、更正の請求（以下「本件更正請求」といい、本件更正請求に係る更正の請求書を「本件更正請求書」という。）をした（甲6、乙1）。

本件確定申告の結果、原告に還付される金額は3万6807円であったが、仮に、原告が、本件配当所得、本件源泉徴収選択口座内譲渡所得等及び本件譲渡損失を含めて平成26年度分の所得税等の確定申告をしていた場合には、原告に還付される金額は21万8955円となっている。

ウ 処分行政庁は、令和2年6月12日付けで本件更正請求に対してその更正をすべき理由がない旨の本件通知処分をした。

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、令和2年9月10日、本件通知処分を不服として、処分行政庁（再調査審理庁）に対して再調査の請求をしたが、処分行政庁は、同年12月10日付けで原告の再調査の請求を棄却する旨の決定をした（甲2）。

イ 原告は、令和3年1月18日、本件通知処分を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年9月2日付けで原告の審査請求を棄却する裁決をした（甲3、乙3の1・2）。

ウ 原告は、令和4年2月28日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

被告が主張する本件通知処分の根拠及び適法性は、別紙3「本件通知処分の根拠及び適法性」に記載のとおりであるところ（以下の本件の争点に関する部分を除く。）、本件の争点は、本件更正請求が通則法23条1項3号の要件を満たすか否かであり、これに対する当事者の主張は以下のとおりである。

（原告の主張）

(1) 原告は、本件確定申告当時、本件申告不要制度を適用して確定申告するか否かを選択できることは知っていたが、一旦選択すると変更できないことは知らなかったのであり、本件配当所得及び本件源泉徴収口座内譲渡所得等の金額を除いて還付申告した後でも、これらの所得を加えて還付申告をやり直すことができると誤解していた。また、原告は、通則法23条1項3号の規定も知らなかった。

以上のとおり、原告には、税法の不知・誤解に起因する錯誤があった。別表「課税の経緯」の「更正の請求」欄及び「確定申告」欄記載のとおり、原告が投資信託による所得も加えて還付申告をしていたならば、還付金は21万8955円であったところ、投資信託による所得を除いて還付申告をしても、還付金は3万6807円に過ぎず、原告に上記錯誤がなければ、投資信託を除いて還付申告を選択することはあり得ない。

そして、錯誤に陥って還付金を過少に申告した場合は、通則法23条1項3号に該当するから、本件更正請求について更正をすべき理由がないとした本件通知処分は、違法であり、取り消されるべきである。

(2) 申告納税制度の下では、納税者は、税法に通暁していなかったとしても、本来還付されるべき所得税の還付を受けるために申告を余儀なくされるから、当然錯誤は避けることができない。申告が強制されているのであるから、錯誤に陥った納税者は救済されるべきであり、

現行税制上、救済の方途は更正の請求によってなされるしかない。

- (3) 国税庁が作成した「平成26年分株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（乙8。以下「本件手引」という。）には、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得の金額を含めずに申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得の金額を申告することとする変更はできない旨の記載がある。しかし、当該記載は「IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の項目に記載されており、原告は、平成26年分の申告に関係がない同項目を読まなかった。

納税者は、本件手引のうち、自己の申告に係る部分を取捨選択して読むのが通例であるから、上記記載は、本件手引の冒頭など株式等の譲渡所得等がある全納税者が読む箇所に記載されるべきであり、現に「令和3年分譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（甲7）においては、上記記載は、「V 特定口座制度」の項目という適切な箇所に記載されるようになっている。このような本件手引の記載箇所の不備がなければ、原告は、本件配当所得及び本件源泉徴収口座内譲渡所得等の金額を含めずに申告した後は変更できないことを知り、これらの金額を含めて平成26年分の確定申告したのであり、このような国の所為によって納税者が本来すべき申告をできなかった場合には、更正の請求によって救済する必要性は一層高まる。

（被告の主張）

- (1) 納税者が本件申告不要制度を適用するとの選択をした場合には、同制度の対象となる配当所得及び源泉徴収選択口座に係る上場株式等の譲渡所得等の各金額を所得金額の計算から除外して確定申告をすれば足り、法はそれ以外に特段の手續を想定していない。

そして、原告が本件確定申告の際に申告しなかった本件配当所得及び本件源泉徴収選択口座内譲渡所得等は、それぞれ本件申告不要制度の対象となる所得に該当するところ、原告は、これらの所得の金額を所得金額の計算に含めずに本件確定申告を行っているから、原告が自らの選択により本件申告不要制度を適用して本件確定申告を行ったものと認められる。

したがって、本件確定申告は措置法8条の5第1項及び同法37条の1の5第1項の各規定に従ったところにより計算された適法なものであり、また、その計算にも誤りがないから、更正の請求ができる場合を規定した通則法23条1項3号の要件に該当しない。

- (2) 原告は、本件確定申告当時、本件申告不要制度を適用して還付申告した後でも、本件配当所得及び本件源泉徴収口座内譲渡所得等を加えて還付申告をやり直すことができると錯誤しており、当該錯誤に陥って還付金を過少に申告した場合は、通則法23条1項3号に該当する旨主張する。

しかし、本件申告不要制度の適用を受けるか否かの選択は、いずれの選択が有利であるかを十分に検討した上で、納税者自ら決断して確定申告を行うことが期待されているところ、更正の請求により事後的に本件申告不要制度の適用の選択の是正を認めることは、実質的には、事後的な事情を踏まえて最も納税者有利とすることができる選択権を納税者自身に付与することになり、課税の公平の観点や租税関係の早期安定の趣旨に反するから相当ではない。したがって、通則法23条1項3号に基づく更正の請求により、本件申告不要制度の適用の選択を是正することはできない。

また、国税庁は、平成26年分の所得税等の確定申告について、本件手引を作成して、同手引を税務署や確定申告会場等において配布し、また、国税庁ウェブサイトに掲載するなど

していたところ、同手引には、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得の金額を含めないで申告をした後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得の金額を申告することとする変更もできない旨が、下線を引いた上で記載されていた。このように、本件手引に上記記載がされ、さらには下線も引かれて注意喚起がされている中で、本件配当所得及び本件源泉徴収口座内譲渡所得等の金額を除いて還付申告した後でも、これらの所得を加えて還付申告をやり直すことができると錯誤していたとしても、それは単なる原告の税法の不知に基づくものにすぎないから、本件更正請求が認められないことが不当とは到底認められない。

第3 当裁判所の判断

1 本件申告不要制度の趣旨等

配当等に係る申告不要制度（措置法8条の5第1項）は、主として一般大衆投資家である中堅所得者層に利益を与え証券市場に資金を流入させる趣旨により設けられた制度であり、また、譲渡所得等の申告不要制度（同法37条の11の5第1項）は、平成15年1月1日からの個人の株式譲渡益課税の申告分離課税への一本化に伴い、個人投資家の確定申告等の事務の負担の軽減に配慮する観点から設けられた制度であると解される（乙7）。

他方、本件申告不要制度の適用を受けずに、申告から除外することができる配当所得、譲渡所得等及び譲渡損失の各金額を含めて確定申告した場合の方が、損益通算や損失の繰越控除の適用により納税者に有利な場合もあることからすれば、本件申告不要制度においては、同制度の適用を受けるか否かの選択は、納税者の自由な選択に委ねられているというべきである。

2 検討

(1) 前記前提事実(3)アに加え、証拠(甲4)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件確定申告に当たって、後記(2)のとおり、一旦選択すると変更することができないということを知らなかったものと一応認められるが、本件申告不要制度の存在自体を認識した上で、本件配当所得、本件源泉徴収選択口座内譲渡所得等及び本件譲渡損失を除外して確定申告をすることを選択したことが認められるのであって、本件全証拠に照らしても、他に税額の計算の間違いや本件確定申告書の誤記があったといった事情は認められないことからすれば、原告がした本件確定申告は、通則法23条1項3号及び同項1号が更正の請求をすることができる場合として規定した「国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」又は「当該計算に誤りがあったこと」のいずれの場合にも該当しないというべきである。

(2) 原告は、本件確定申告当時、本件申告不要制度を適用して還付申告した後でも、本件配当所得及び本件源泉徴収口座内譲渡所得等を加えて還付申告をやり直すことができると錯誤に陥っていた旨主張するところ、証拠(甲4)及び弁論の全趣旨によれば、原告が上記錯誤に陥っていたことは一応認められる。

しかしながら、原告が主張する錯誤とは、結局のところ、本件申告不要制度の選択を確定申告後にやり直すことができるという誤解(手続についての誤解)にすぎず、本件確定申告の内容自体、本件申告不要制度の適用を前提とした場合に何ら税額の計算に誤りがないのであって(前記前提事実(2)及び(3)イ参照)、上記1で判示したとおりの本件申告不要制度の趣旨等からすれば、原告が主張する上記のような錯誤によって更正が認められるとすると、課税の公平の観点や租税関係の早期安定に反するというべきであることからすれば、原告が上記錯誤に基づいて本件確定申告を行ったと一応認められるとしても、そのことが、

通則法 23 条 1 項 3 号及び同項 1 号のいう「国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」又は「当該計算に誤りがあったこと」に該当する余地はないといわざるを得ない。

(3) また、原告は、申告納税制度の下では、錯誤に陥った納税者は救済されるべきであり、現行税制上、救済の方途は更正の請求によってなされるしかない旨や、本件手引の記載箇所に不備があり、不備がなければ、原告は、本件配当所得及び本件源泉徴収口座内譲渡所得等の金額を確定申告したはずであるなどとも主張するが、いずれも原告独自の見解であり、上記判断を左右しない。

(4) したがって、本件更正請求は、通則法 23 条 1 項 3 号の要件を満たさない。

3 本件通知処分の適法性

以上を前提にすると、証拠（甲 1）及び弁論の全趣旨によれば、原告の平成 26 年分における還付金の額に相当する税額は、別紙 3 「本件通知処分の根拠及び適法性」の（6）記載のとおりであり、この金額は、本件確定申告書に記載した還付金の額に相当する税額と同額であって、そのほか、本件全証拠によっても、本件通知処分の適法性を左右するに足りる事情等は認められないから、本件通知処分は適法である。

第 4 結語

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

新潟地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 坂本 浩志

裁判官 谷田 好史

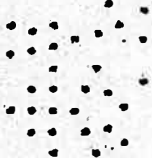
裁判官 宋倉 良輔

指定代理人目録

山	口	友	寛
小	池	裕	行
守	田	可 奈	子
飯	塚	成	篤
高	橋	幸	司
飯	野	類	雄
上	谷	芳	寿
橋	本	幹	美
小	野	慎	人
柏			也

5

10



○国税通則法(平成二十七年法律第九号による改正前のもの)

(更正の請求)

第二十二條 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年(第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、九年)以内に限り、税務署長に對し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等)に關し次條又は第二十六條(再更正)の規定による更正(以下この條において「更正」という。)があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に關する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。

二 (省略)

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相當する税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に關し更正があつた場合には、更正通知書)に還付金の額に相當する税額の記載がなかつたとき。

23 (省略)

4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨を

その請求をした者に通知する。

5以下 (省略)

以上

○租税特別措置法(平成二十五年法律第五号による改正前のも)

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(第八条の二第二項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び前条第二項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。)で次に掲げるもの(以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。)(を有する場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)(に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第二項第二号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)(の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二條第一項の規定は、適用しない。

一 第二十七條の十一の二第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内
 国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等

が所得税法第二十五條第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式(投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九條の三第三号において同じ。)(にあつては、発行済みの投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次條第一項第四号、第九條の三第三号及び第九條の三の二第二項第二号において同じ。)(。第九條の三第一号において同じ。)(又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式(投資口を含む。以下この章において同じ。)(又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(金融商品取引法第二條第二項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)(により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)(の収益の分配に係る配当等

三 特定投資法人(その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二條第二項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるもの)により行われた投資法人をいう。)(の投資口の配当等

2.以下 (省略)

(確定申告を要しない配当所得)

第八条の五 平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(第八条の二第二項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。)で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二百十條、第二百二十三條若しくは第二百二十七條(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第二百一十一條第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百一十一條第三項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二百十條から第二百二十七條まで(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)及び第二百二十七條の十二の二第十一項(第二十七條の十二の二第七項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百二十三條第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定を適用することができる。

一 内国法人から支払を受ける配当等(次号から第四号までに掲げるものを除く。)で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間(当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がさ

れる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。)の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの

二 内国法人から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる配当等
三 内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(前条第一項第一号に規定する公募をいう。)により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等

四 特定投資法人(前条第一項第二号に規定する特定投資法人をいう。)から支払を受ける投資口の配当等

2以下(省略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七條の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十六年一月一日以後に株式等の譲渡(金融商品取引法第二十八條第八項第二号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条及び第三十七條の十二の二において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(所得税法第四十一條の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二條第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「株式等」に係る譲渡所得等という。)については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「株式等に係

る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十一条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。

一 株式(株主又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権(同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。))及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分(出資者社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、第四号に掲げるものを除く。)

三 新株予約権付社債(資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第二百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。)

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(優先出資者(同法第十三条の優先出資者をいう。))となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含む。))及び資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資(優先出資社員(同法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。))となる権利及び同法第五条第一項第二号(二)に規定する引受権を含む。)

五 公社債投資信託以外の証券投資信託(第四項において「株式等証券投資信託」という。))の受取権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの(同項において「非公社債等投資信託」という。))の受取権

六 特定受益証券発行信託の受取権
3以下(省略)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座(その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において同じ。))に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている次項に規定する上場株式等(以下この条から第三十七条の十一の六までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。))の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等(第二十七条の十第一

項に規定する株式等をいう。次項において同じ。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。)(以下この条及び次条において「信用取引等」という。)を行う居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等(次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。)の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限る。以下この項、次項及び第八項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)(による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの(次号及び第二号に掲げるものを除く。)
 二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(第八条の四第一項第一号に規定する公募をいう。)により行わ

れたもの(第二条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)(の受益権
 三 特定投資法人(第八条の四第一項第二号に規定する特定投資法人をいう。)(の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社(以下この条、次条及び第三十七条の十一の六において「金融商品取引業者等」という。)(の営業所(国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十一の六において同じ。))に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項において「特定口座開設届出書」という。)(の提出(当該特定口座開設届

出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項において同じ。)をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約及び第三十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)をいう。

二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約(信用取引等に係るものを除く。)で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等(政令で定めるものを除く。)のみを受け入れること、当該特定保管勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている

上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ〜ハ (省略)

三 (省略)

4 以下 (省略)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)

第三十七条の十一の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座(前条第二項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済(当該信用取引等に係る株式等(第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。))の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条から第三十七条の十一の六までにおいて「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所に特定口座源泉徴収選択届出書(この項の規定の適用を受ける旨その

他財務省令で定める事項を記載した書類をいう。第五項において同じ。）の提出があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下この条から第二十七条の十一の六までにおいて「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額を支払をする際、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）までに、これを国に納付しなければならない。

2以下（省略）

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得）

第二十七条の十一の五 その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第二十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第二十七条の十二の二第二項若しくは第七項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百一十一条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百一十一条第二項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額

が同一の源泉徴収選択口座に係るものである場合には、当該源泉徴収選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額を除外したところにより、同法第二百一十条から第二百一十七条まで（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二の二第二項（第二十七条の十二の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百一十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一 その年中にした源泉徴収選択口座（その者が源泉徴収選択口座を二以上有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座。次号において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第二十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

二（省略）

2以下（省略）

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）

第二十七条の十一の六 源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）のうち、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づき当該源泉徴収選択

口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたもの(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第四項第一号において同じ。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2以下 (省略)

以上

本件通知処分の根拠及び適法性

1 本件通知処分の根拠

(1) 総所得金額 40万0808円

上記金額は、原告の雑所得の金額であり、原告が本件確定申告書及び本件更正請求書に記載した総所得金額と同額である。

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、措置法37条の10第1項及び6項3号並びに所得税法33条3項の各規定に基づき、次のアの金額から次のイ及びウの各金額を控除した後の金額（本件譲渡損失の金額）である。

ただし、本件譲渡損失の金額79万7071円は、措置法37条の10第1項後段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は生じなかったものとみなされるため、原告の株式等に係る譲渡所得等の金額は0円となる。

ア 本件B一般口座の株式等の譲渡所得等に係る総収入金額 636万2000円

上記金額は、原告が平成26年5月14日250万口、同年7月1日に250万口、同月28日に500万口をそれぞれ譲渡（買取請求）した投資信託に係る各収入金額165万0500円、159万9500円及び311万2000円の合計金額である。

イ 前記アの所得の基因となった資産の取得費 715万9071円

上記金額は、前記アの投資信託の取得費（平成25年6月4日・170万口・132万8313円、同年9月19日・300万口・210万2712円、同年10月11日・490万口・346万5262円及び平成26年2月28日・40万口・26万2784円）の合計金額である。

ウ 前記アの資産の譲渡に要した費用の金額 0円

上記金額は、前記アの投資信託の譲渡（買取請求）に要した費用の額である。

(3) 所得控除の額の合計額 150万6977円

上記金額は、原告が本件確定申告書及び本件更正請求書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

(4) 課税総所得金額 0円

上記金額は、所得税法89条2項に基づき前記(1)の総所得金額40万0808円から前記(3)の所得控除の額の合計額150万6977円を控除した残額であり、原告が本件確定申告書及び本件更正請求書に記載した課税総所得金額と同額である。

(5) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、前記(2)の株式等に係る譲渡所得等の金額である

(6) 納付すべき税額（還付金の額に相当する税額） △3万6807円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額から、次のエの金額を控除した後の金額（控除しきれない金額）であり、原告が本件確定申告書に記載した納付すべき税額と同額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 0円

上記金額は、前記(4)の課税総所得金額0円に、所得税法89条1項所定の税率を乗じて算出した金額であり、当該金額は、原告が本件確定申告書及び本件更正請求書に記載した

課税総所得金額に対する税額と同額である。

イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 0円

上記金額は、前記（５）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額0円に、措置法37条の10第1項に規定する税率100分の15を乗じて算出した金額である。

ウ 復興特別所得税額 0円

上記金額は、前記ア及びイの各金額の合計額0円に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法13条に規定する税率100分の2.1を乗じて算出した金額である。

エ 源泉徴収税額 3万6807円

上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

2 本件通知処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する原告の平成26年分の所得税等の納付すべき税額（還付金の額に相当する税額）は、前記1（6）のとおり、△3万6807円であるところ、この金額は、本件確定申告における納付すべき税額（還付金の額に相当する税額）△3万6807円と同額であるから、本件確定申告による納付すべき税額は過大（還付金の額に相当する税額が過少）ではないから、本件通知処分は適法である。

以上

別表

課税の経緯

(単位：円)

項 目	確定申告	更正の請求	通知処分	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
年 月 日	平成27年6月2日	令和2年3月12日	令和2年5月12日	令和2年9月10日	令和2年12月10日	令和3年1月8日	令和3年9月2日
雑所得①	400,808	400,808	更正をすべき理由がない旨の通知	通知処分の全部取消し	棄却	通知処分の全部取消し	棄却
総所得金額②	400,808	400,808					
株式等に係る譲渡所得等の金③	-	0					
上場株式等に係る配当所得等の金④	-	392,371					
所得控除の額の合計額⑤	1,506,977	1,506,977					
課税総所得金額⑥	0	0					
株式等に係る課税譲渡所得等の金⑦	-	0					
上場株式等に係る課税配当所得等の金⑧	-	0					
⑥に対する税額⑨	0	0					
⑦に対する税額⑩	-	0					
⑧に対する税額⑪	-	0					
基準所得税額 (⑨+⑩+⑪)⑫	0	0					
復興特別所得税額 (⑫×2.1%)⑬	0	0					
源泉徴収税額⑭	36,807	218,955					
納付すべき税額 (⑫+⑬-⑭)⑮	△36,807	△218,955					

(注) 「納付すべき税額」⑮欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。